

# 地域のひろば 第二十二号

平成27年11月  
中部地域  
協議会

力の支え

信頼のきずな

事業の発展

## 人材派遣業界の動きと当協会の取り組み



日本人材派遣協会  
会長 水田 正道 氏

中部地域協議会の皆様には、派遣協会の運営につきまして日頃より格別のご支援とご理解を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、足下の景気動向を見ますと、改善テンポにはらつきもみられるものの、緩やかな回復基調が続いております。雇用情勢は改善傾向が続いており、8月の有効求人倍率は全国1.23倍と前月から+0.02ポイント（前年から+0.2ポイント）上昇し、今後も緩やかに回復していくことが期待されています。

こうした状況下、労働者派遣法改正案が9月11日成立し、9月30日より施行されました。これまで労働諸法規や労働市場の専門家により検討・建議され、国政の場でも約1年半と長きに渡り審議されました労働者派遣法改正案が成立しましたことは、派遣社員、派遣先企業の皆様にとって、さらには日本の労働市場にとっても前進と考えております。

当協会では、従来より、労働者派遣制度は、派遣社員を主眼において「ワークライフバランスの実現」「有意義なキャリア形成」に資する、誰にとってもわかりやすく公平な制度とすべきである、と意見表明してまいりま

した。

今回の改正法は、派遣社員の雇用の安定およびキャリア形成に関して、より拡充された内容になっていると捉えております。特に、派遣就業に関する期間制限が派遣社員・派遣先にとつてわかりやすい制度に変更され、また、業務区分による規制が撤廃されたことにより、派遣社員にとつて経験できる業務の幅が広がり、キャリア形成に繋がりがやすくなるのが、何よりも重要な改正内容と考えております。

一方、派遣会社にとつては、雇用安定措置やキャリア形成支援に対する責任が重くなりましたが、法改正の趣旨に沿って期待に応えらえるよう取り組みを進めていかなければなりません。また、改正法の成立から施行までタイトなスケジュールでしたが、当協会では、引き続き派遣社員・派遣先企業の皆様に改正法の趣旨、政省令や指針の内容をご理解いただき、新制度がスムーズに定着していくよう周知に努めてまいり所存でございます。

この法改正により、派遣社員が自らのキャリアを形成していく過程において、派遣会社これをいかに支援していくかが、これまで以上に重要になってまいります。

当協会では、厚生労働省の委託を受け、派遣社員のキャリア形成を支援するための事業に取り組んでおります。平成26年度は、「派遣労働者キャリアアップ支援事業」を実施し、「派遣労働におけるキャリアアップ支援事例集」及び「派遣労働におけるキャリアアップ支援の手引き」を作成しました。平成27年度は、派遣会社がより効果的なキャリア形成支援に取り組むことを促進するための「派遣元事業主等を通じた派遣労働者のキャリア形成

支援事業」を実施しております。これは、派遣会社の皆様を対象に、派遣社員のキャリア形成支援に係る「事例集」「手引き」等を活用したセミナーを開催（名古屋では、11月17日）し、派遣社員のキャリア形成支援を進めるためのノウハウを提供したいと考えております。

今後は、派遣会社の皆様からのキャリア形成支援に関する各種問合せに対応するための「相談窓口」を開設し、キャリア形成支援に取り組む派遣会社等を支援してまいります。その他には、当協会会員企業の担当者向けに「キャリアアカウンセリング・スキルアップセミナー」を上期に引き続き下期も開催（名古屋では2月4日、3月9日）し、会員企業が共通で活用できる教育研修プログラムの構築などに取り組んでおります。

このように取り組む課題は多々ありますが、これまで派遣業界は常に時代のニーズに即したサービスの提供に努めてきたことにより、さまざまな分野で派遣が受け入れられ、労働市場における需給調整機能の重要な役割を担ってきました。私たちが目指しているのは、誰もがライフスタイルにあわせた働き方を選び、生き生きと誇りを持って働き続けられる多様な就業機会を創出することです。そして働く人が能力を最大限に発揮し、人々の力によって持続的に成長する活力ある社会の実現です。

今回の法改正によって、今後一層、派遣社員にとって有意義なキャリア形成と雇用の安定を実現すると共に、我が国の更なる発展に貢献して参りたいと存じます。

最後になりますが、中部地域協議会会員の皆様の一層のご発展をお祈りすると共に、引き続き倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

# 人材派遣業に於ける最新の状況等について



愛知労働局  
需給調整事業部長  
石黒 恒雄 氏

本年4月1日付けで、愛知労働局需給調整事業部長を拝命しました石黒と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日本人材派遣協会中部地域協議会の会員の皆様方には、日頃から当需給調整事業部の業務運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

最近の労働者派遣事業の状況ですが、労働者派遣事業所数は、一般労働者派遣事業については平成20年以降減少していましたが、景気の緩やかな改善及び労働者派遣法改正の動きにより、特定労働者派遣事業から一般労働者派遣事業へ切り替える事業所も散見されるなど、平成26年度は増加に転じました。一方、特定労働者派遣事業所は継続して増加をしており、特に、改正労働者派遣法施行前は改正を意識した駆け込み的な届出が多くありました。派遣労働者数は、平成20年度以降減少傾向にありましたが、平成25年度事業報告における愛知県の状況では約16.6千人で前年比6.0%の増加となり、この増加率は全国を3.4ポイント上回るものでした。また、派遣先件数は約57千件で、前年比5.1%増加しました。

労働者派遣事業等指導監督状況ですが、平成26年度は884事業所について指導監督を実施し、是正指導率は39.5%で前年度と比べ4.9ポイント改善したものの、依然として高い指導率でした。特に、悪質な事案には、平成26年度当局として初めて「偽装請負」事業者の告発をし、行政処分としては、事業停止命令・改善命令を3社に、改善命令を1社に対して行いました。また、無許可・無届事業者から派遣労働者を受け入れていた

表1 年度別労働者派遣事業所数の推移

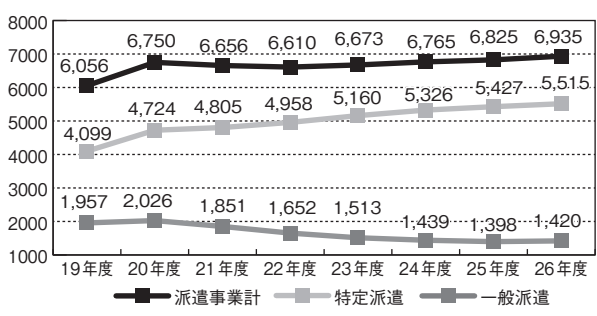
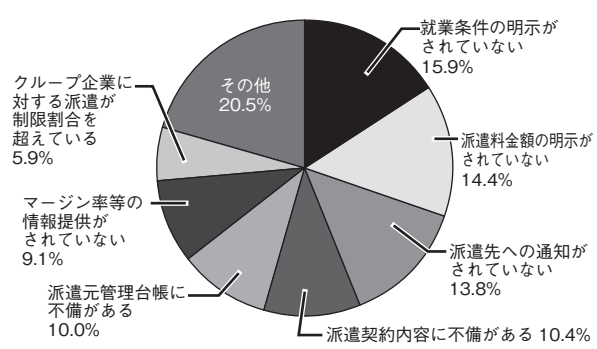


表2 平成26年度 派遣元是正指導の主な違反事例状況



派遣先1社に対して、労働者派遣事業適正受入勧告を実施しました。当部としては「労働者派遣事業の適正な運営」を最重要対策として、引き続き悪質な違反事案に対して厳正な指導監督を実施することとしています。さて、改正労働者派遣法が平成27年9月11日成立、同月30日に施行されました。成立から施行まで非常に短期間であり、会員事業主様始め、関係者の方々には大変ご負担をおかけいたしますが、円滑な施行に今後ともご協力をいただきますようお願い申し上げます。

今回の改正は、平成24年法改正時の附帯決議等を踏まえたもので、ポイントは、①全ての労働者派遣事業を許可制とすること②派遣労働者の雇用安定とキャリアアップ措置の義務付け③労働者派遣の位置付けの明確化④より分かりやすい派遣期間規制への見直し⑤派遣労働者の均衡待遇の強化の5点であり、派遣元事業主への規制が強化され、雇用主としての責任がより求められるものとなっており、また、派遣先事業主へも派遣先が講ずべき措置について義務が課せられるものとなっています。

労働者派遣事業の適正な事業運営を図るには、改正労働者派遣法及び平成27年10月1日施行の労働契約申込み

中部地域協議会の会員の皆様を始め、関係各位におかれましては、日頃から、当協会及び地域協議会の諸活動にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

別表をご覧くださいますと、相談件数は平成23年度の13,576件をピークに減少傾向となっておりましたが、平成26年度の相談件数は9,380件(対前年比10.8%)と平成25年度8,788件から7%増加となっています。

この傾向は、人材派遣業界が前回の平成24年法改正の内容に関する相談が一旦落ち着き、このたびの大幅な派遣法改正に向けて、適切な対応を成すべく、より一層、派遣法を中心とした労働関係諸法規について知識を深め

# 人材派遣業に於ける最新の相談状況について



日本人材派遣協会  
相談センター  
運営グループ リーダー  
長尾 明子 氏

みなし制度の周知徹底が大変重要であることから、施行前の9月28日以降10月中旬までに6回の説明会を開催し周知に努めています。加えて、部内に「労働者派遣制度の見直しの特別相談窓口」を改正法施行日に設置し相談に対応するとともに、関係機関との連携を図っています。また、10月から12月を「需給調整事業等指導監督強化期間」に設定しているところから、指導監督とともに法制度の周知徹底を集中的に実施することとしています。

改正労働者派遣法、労働契約申込みみなし制度等の内容について、ご不明の点がありましたら、当部相談窓口までご連絡ください。

最後になりますが、中部地域協議会並びに会員の皆様方には、改正労働者派遣法等の内容について十分にご理解をいただき、引き続き労働者派遣事業の適正な運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

るため相談センターをご利用  
いただいた結果だと思ってい  
ります。

## 最近の相談内容の傾向

### 1 派遣社員からの相談

派遣社員からの相談件数は  
増加傾向にあります。労働契  
約に関する相談が最も多く、  
業務内容(労働条件)、業務量  
の相違等が問題となっていま  
す。説明されていた業務内容  
が違っている、スキル不足、  
残業がないはずなのに残業が  
ある等、そのような理由で退  
職を希望したいが違法となら  
ないか?また、その際休業手  
当や損害賠償の請求はできる  
のか?等です。

キャリア計画やハラスメン  
トを始めとした人間関係、ま  
た、営業担当への不満、派遣先が仕事をきちんと教えて  
くれない等の苦情相談も見受けられますが、苦情を相談  
する環境が、職場等の身近にないということも、相談さ  
れる理由のひとつとなっています。

キャリア計画に関しては、キャリア・コンサルティン  
グの知見を持つ担当者を配置する相談窓口を設置するこ  
とが今回の改正で必須となり、よりキャリアに関する相  
談が増えることが見込まれます。

また、最近では「派遣法が改正されたら、今後どうなる  
のですか?」「私は政令業務で8年働いています、も  
う派遣では働けなくなるのでしょうか?」等、改正派遣  
法施行後に関する質問も多く、派遣法の改正を契機にご  
自身の問題として捉えていることが感じられます。

### 2 派遣元からの相談

現在一番多く寄せられているのが、施行日を跨いだ契

別表 労働者派遣事業アドバイザー相談状況

対象	平成26年度	前年比(%)	平成25年度	前年比(%)	平成24年度	前年比(%)	平成23年度
派遣社員	1936	115%	1,618	106%	1,532	65%	2,363
派遣元	6426	101%	6,305	74%	8,773	89%	9,910
派遣先	526	107%	489	96%	507	73%	695
その他	492	131%	376	94%	402	66%	608
合計	9380	107%	8,788	78%	11,214	83%	13,576

約の抵触日と改正法の関係や、みなし雇用制度について  
です。

また、派遣社員の問題行動に関する相談も多く見られ  
ます。1日だけ出勤して連絡も無く無断欠勤をする、もつ  
と都合の良い派遣先が見つかったからと突然出勤しな  
い、2週間突然休む、等々です。このような場合でも雇  
用主である派遣元事業者は、就業規則に基づいた対応を  
することが必要です。本人と連絡が取れないことだけを  
理由に安易に労働契約を解除することはできません。充  
分に留意する必要があります。

### 3 派遣先からの相談

多く寄せられていた質問内容は、昨年度同様、派遣契  
約に記載しなければならない契約事項(中途解約など)や、  
今回改正された派遣期間制限、業務範囲・内容について  
でした。業務範囲・内容の考え方の質問は今回の改正法  
によって無くなりますが、期間制限の考え方についての  
質問は、大幅改正をしたことから増加していくことも考  
えられます。

また、このたびの改正では、派遣先と派遣元の協力体  
制の強化が謳われています。

派遣先には、派遣法をはじめ労働関係諸法規を正しく  
理解していただけるよう、日ごろからコミュニケーション  
をとり派遣元の皆様からしっかりと説明することも必要  
となります。

中部地域協議会の会員の皆様におかれましては、派遣  
社員の就労支援に留意しながら、派遣先と連携し、迅速  
なマッチング機能を発揮されていらっしゃることに存じ  
ますが、何かございましたら、ご遠慮なく相談センター  
にお尋ねください。

末筆になりますが、皆様の益々のご発展を祈念いたし  
ますとともに、当協会相談センターのより一層の活用と  
周知をお願いいたします。

一般社団法人日本人材派遣協会 相談センター  
9:30~19:00 月~金(祝日、年末、年始を除く)  
TEL 031322211605

## 改正労働者派遣法の施行にあたり



中部地域協議会  
会長 山本光子氏

この度、新たに中部地域協議会会長に選任されました  
山本光子でございます。会員の皆様には、日ごろより協  
議会運営に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、足下の景気動向ですが、緩やかな回復基調が続  
いているものの、個人消費の足踏みや中国景気の減速な  
どを反映し、一部に鈍い動きがみられる状況で、順調に  
見えたアベノミクス景気も踊り場を迎えたように見受け  
られます。一方で、雇用関連指標は引き続き改善傾向  
で推移しており、8月の有効求人倍率は1.23倍と、  
1992年1月以来、23年7か月ぶりの高水準を記録し、  
とりわけ、当地域では、福井県が1.64倍、愛知県が1.  
57倍等、全国平均を上回る活況な労働市場の状況が窺  
えます。

このような中、我々派遣会社にとって数年来の大変大  
きな懸案事項であった労働者派遣法改正案が成立いたし  
ましたが、今回の改正は、雇用安定措置やキャリア形成  
支援に対する派遣元としての責任を問われる内容であ  
り、これまでの取り組みに加え、一層、強化・拡充した施  
策を実施していく必要があります。しかしながら、労働  
市場における需給調整機能がより高度化され、派遣労働  
者の雇用の安定やキャリア形成に資する改正であり、  
今後、より多くの企業・労働者に人材派遣を適正かつ有  
効にご活用いただけることを期待いたしております。  
法案の成立から施行までの期間が非常に短く、十分な  
準備期間を取ることが難しい状況でございますが、会  
員の皆様を始め行政機関、派遣先企業様等の一層のご理  
解とご協力を賜りながら、周知を進め、協議会活動を推  
進してまいりたいと存じます。何卒ご協力の程、よろし  
くお願い申し上げます。

平成27年度 中部地域協議会役員組織

会長

山本光子 テンプスタッフ・ピープル(株) 専務取締役

副会長(総務部会担当)

田中久司 (株)サンスタッフ 常務取締役

副会長(事業部会担当)

埴岡義弘 (株)リクルートスタッフィング 東海ユニット長

副会長(会計担当)

正村彰康 (株)トヨタエンタプライズ 取締役

幹事(総務部会)

石浦嘉朗 マンパワーグループ(株) 執行役員東海・北陸甲信統括部長

梅田浩之 東海第2営業部 部長 アデコ(株)

武田美貴 旭化成アミダス(株) 名古屋支店長

古田年季 (株)ジヨブコム 代表取締役

幹事(事業部会)

井藤浩 テルウエル西日本(株) 総合人材サービス営業部部長

猿渡智佐登 (株)クロップス・クルー 代表取締役社長

立石義郎 (株)ベルキャリアエール 代表取締役

田村富美子 (株)パソナ東海営業本部 執行役員東海営業本部長

二之湯弘一 (株)ビーハーフ 名古屋支店長

監事(監査)

末平達美 東栄(株) 専務取締役

顧問 牧隆弘

平成26年度 中部地域協議会のあゆみ

研修会

第45回(平成26年10月17日メルパルクNAGOYA)

◎参加 36社(118名)

◎内容/講師

『はたらくカフェーこれからの派遣を』

盛り上げていく為にできることは?』

株式会社 ヒューマンアクティベーション

代表取締役 中尾憲司氏

◎終了後懇親会開催 参加33社(104名)

協議会PR活動

(1) 報道関係者向け懇談会

平成27年2月19日

名古屋観光ホテル18階「オリオンの間」

◎参加 愛知県副知事 吉本明子氏(当時)

〈報道関係者〉6社8名様

(2) 定時総会・研修会の記録・報告

平成27年度 中部地域協議会の主な行事

研修会予定

第46回(平成27年11月20日メルパルクNAGOYA)

◎内容/講師

一部協議中

◎終了後懇親会開催

協議会PR活動予定

報道関係者向け懇談会

平成28年2月

名古屋観光ホテル

◎内容/一部協議中

「地域のひろば」第22号の発行

平成27年11月6日配布・配信予定

広報活動

ロビー活動やマスコミ対応を通じて、労働者派遣事

業の現状と今後の労働者派遣制度のあり方について

対外的な広報活動を行う。

会員企業募集中

日本人材派遣協会 中部地域協議会では、新規会員企

業を募集中です。入会その他については、左記までお問

合わせ下さい。

連絡先

日本人材派遣協会 中部地域協議会

事務局 山本光子

加藤弓佳

住所 名古屋市中区新栄町1-5 栄中央ビル6F

テンプスタッフ・ピープル株式会社

TEL 〇五二―九五三―五〇三五

FAX 〇五二―九五三―五〇〇六

(本文中敬称は略させていただきます)

編集発行人

中部地域協議会

事業部会 二之湯 弘一

平成二十七年十一月発行

住所 〒450-0002 名古屋市中村区名駅四―二六―二二 名駅ビル6F

TEL 〇五二(五八六) 九六三―